別紙　国内旅費の基準額

1　交通費については、出発地から目的地までの往復割引切符の額（原則として最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の運賃）とし、国内旅費基準表の各区分に応じた額の合計額。ただし、域内交通費（目的地から宿泊地の間の旅費等）については認めない。

2　宿泊手当については、一夜あたり、２，４００円とし、宿泊費に夕食または朝食代が含まれる場合は調整する。

3　宿泊費については、国内旅費基準表の宿泊先地域の区分に応じ、基準額の範囲内の実費額とする。
※宿泊費の精算にあたっては、領収書及び夕朝食有無が確認できる資料（予約確認書等）を提出すること。

【国内旅費基準表】

区分		種類・宿泊費基準額	備考・宿泊先地域等
交通費	鉄道賃	旅客運賃	運賃の等級が区分された鉄道により移動するときには、運賃の額の上限は、最下級の運賃の額とする。
		急行料金	必要とする場合
		寝台料金	必要とする場合
		座席指定料金	必要とする場合
		上記費用に付随する費用	必要とする場合
	船賃	旅客運賃	運賃の等級が区分された船舶により移動するときには、運賃の額の上限は、最下級の運賃の額とする。
		寝台料金	必要とする場合
		座席指定料金	必要とする場合
		上記費用に付随する費用	必要とする場合
	航空賃	旅客運賃	運賃の等級が区分された航空機により移動するときには、運賃の額の上限は、最下級の運賃の額とする。
		座席指定料金	必要とする場合
		上記費用に付随する費用	必要とする場合
	バス賃	バスを使用したもの	移動に要する運賃
	車賃	私有自動車等を使用したもの	１キロメートルあたり２５円
	その他	その他の費用	有料の道路又は有料の駐車場の利用に要する費用
宿泊手当		２，４００円	一夜あたり２，４００円。 ただし、宿泊費に夕食又は朝食代が含まれる場合は以下のとおりとする。 （１）夕朝食代を含む場合 定額の３分の１の額を支給 （２）夕朝食代のいずれかが含まれる場合 定額の３分の２の額を支給
宿泊費		１５，０００円	北海道
		１２，０００円	青森県
		１０，０００円	岩手県
		１２，０００円	宮城県
		１１，０００円	秋田県
		１０，０００円	山形県
		９，０００円	福島県
		１１，０００円	茨城県
		１１，０００円	栃木県
		１２，０００円	群馬県
		１６，０００円	埼玉県
		１７，０００円	千葉県

	２１，０００円	東京都
	１６，０００円	神奈川県
	１６，０００円	新潟県
	１１，０００円	富山県
	１０，０００円	石川県
	１０，０００円	福井県
	１３，０００円	山梨県
	１３，０００円	長野県
	１３，０００円	岐阜県
	１２，０００円	静岡県
	１２，０００円	愛知県
	１２，０００円	三重県
	１１，０００円	滋賀県
	２０，０００円	京都府
	１６，０００円	大阪府
	１７，０００円	兵庫県
	１２，０００円	奈良県
	１１，０００円	和歌山県
	９，０００円	鳥取県
	１２，０００円	島根県
	１４，０００円	岡山県
	１４，０００円	広島県
	９，０００円	山口県
	１０，０００円	徳島県
	１５，０００円	香川県
	１２，０００円	愛媛県
	１２，０００円	高知県
	１７，０００円	福岡県
	１１，０００円	佐賀県
	１３，０００円	長崎県
	１４，０００円	熊本県
	１１，０００円	大分県
	１１，０００円	宮崎県
	１１，０００円	鹿児島県
	１２，０００円	沖縄県